

# 『介護保険料納入通知書 兼 特別徴収開始（停止）通知書』について

『特別徴収』の場合「特別徴収義務者」欄には年金支払者（厚生労働大臣や共済組合など）「特別徴収対象年金」欄には天引きされる年金の種類（老齢基礎年金など）を記載してあります。

お申し込みの金融機関名や口座番号等を記載してあります。個人情報保護のため下3桁を消して記載してあります。

今年度の介護保険料額決定のもととなる令和6年中の合計所得金額や年金収入額（障害年金や遺族年金などの非課税年金は除く）や市民税課税状況等を記載してあります。

記載されている数字は、月ごとに該当する保険料の所得段階（第1段階から第13段階まであります）をあらわしています。

令和7年度  
**介護保険料納入通知書  
兼 特別徴収開始（停止）通知書**  
介護保険料額が下記のとおり決定しましたので通知します。  
令和7年7月〇〇日  
新潟県村上市長 〇〇〇〇

被保険者番号	999999999	世帯番号	9999999
被保険者氏名	村上 太郎		
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	性別	男
下記に記載のある方は口座振替による納付です。			
金融機関	〇〇銀行 〇〇支店		
口座種別	普通		
口座番号	1234***		
口座名義人	ムラカミ タロウ		

決定理由	確定賦課
徴収方法	特別徴収（普通徴収併用）
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
年間保険料額	75,600 円

【保険料算定の根拠】

合計所得金額	0 円
年金収入額	850,000 円
本人の課税状況	非課税
世帯の課税状況	課税
老齢福祉年金	なし
その他の事由	

【所得段階】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

【保険料額】

月	特別徴収(円) (年金天引き)	期別	普通徴収 (円)	普通徴収の場合の 納期	限
4月					
5月					
6月					
7月		第1期分	12,600	令和7年7月31日	
8月		第2期分	12,600	令和7年9月1日	
9月		第3期分	12,600	令和7年9月30日	
10月	12,600	第4期分	0	令和7年10月31日	
11月		第5期分	0	令和7年12月1日	
12月	12,600	第6期分	0	令和8年1月5日	
1月		第7期分	0	令和8年2月2日	
2月	12,600	第8期分	0	令和8年3月2日	
3月		第9期分	0	令和8年3月31日	
計	37,800	計	37,800		
合計額	75,600 円				

【お問い合わせ先】  
村上市 税務課 市民税室  
TEL (0254) 75-8949 (直通)  
荒川支所 地域振興課 市民生活室 TEL (0254) 62-3103 (直通)  
神林支所 地域振興課 市民生活室 TEL (0254) 66-6112 (直通)  
朝日支所 地域振興課 市民生活室 TEL (0254) 72-6885 (直通)  
山北支所 地域振興課 市民生活室 TEL (0254) 77-3112 (直通)

翌年度4月・6月・8月の年金から天引きされる仮徴収額は、2月の年金から天引きされる保険料額と同額になります。

今回決定された今年度の保険料額を記載してあります。

『仮徴収額』年間保険料額決定前に前もって、4月・6月・8月の年金から天引きで納めていただく分です。

『本徴収額』年間保険料額から仮徴収分を差し引いた残りの額を、10月・12月・2月の年金から天引きで納めていただきます。

10月から『特別徴収』で介護保険料を納める方は、7月・8月・9月は『普通徴収』で保険料を納めていただきます。『普通徴収』の欄に記載されている金額は口座振替又は納付書で納めていただきます。

2月の『特別徴収』の欄に保険料額の記載がある方は、この額と同額が『仮徴収額』として、翌年度4月・6月・8月の年金から天引きされます。

- 4月、6月、8月に『特別徴収』で納めていただいた保険料額（『仮徴収額』といいます）だけで今年度の年間保険料が全額納め終わる方は、10月以降の『特別徴収』はされません（『特別徴収』の欄の10月以降に金額の記載がない方です）。
- 『特別徴収』で納めている方で厚生労働大臣などから特別徴収停止の連絡があった方（※）は、保険料の納め方が『特別徴収』から『普通徴収』に変更となる場合があります。その場合は、『普通徴収』の欄に金額の記載がありますので、口座振替又は納付書で納めていただきます。  
※特別徴収停止の連絡がある場合としては、受給する年金種別を変更した場合や、年金の現況届を提出していない場合、年金を担保に借り入れしている場合などが考えられます。

## 8月の特別徴収額の変更について

介護保険料の特別徴収は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいております。仮徴収額は原則として前年度2月特別徴収額と同額ですが、保険料改定や所得変動などで仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。このまま仮徴収を行うと1年間の保険料が前半（仮徴収）と後半（本徴収）で偏ったままになるため、該当する方の8月・10月・翌年2月の特別徴収額ができるだけ均等になるよう、8月の徴収額を変更し平準化を図っています。